

令和 2 年
第 11 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和2年第11回立川市農業委員会総会日程

日時 令和2年12月25日（金）午後3時

会場 302会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 事務報告
 - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事
 - 議案第1号 相続税納税猶予に関する適格者証明書について
 - 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者について
- 5 その他
- 6 閉会

令和2年第11回立川市農業委員会総会

令和2年12月25日（金）

立川市役所302会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番	金子 波留之 君	11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 矢ノ口 美穂 君
次長 奥野 武司 君
係長 原島 邦雄 君
主任 横井 雅司 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、暮れのお忙しい中、御出席をいただきまして大変ありがとうございます。

今年、7月20日から新体制になりまして、その間、皆様方にはコロナの感染予防など、いろいろな問題のある中、いろいろな面で協力をしていただきまして、大変ありがとうございました。また来年度も、コロナもまだ収束するのは、なかなか難しいと思いますが、いろいろな制限があるかと思しますので、引き続き来年もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまより令和2年12月、第11回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第6条の規定を満たす数の委員に出席していただいておりますので、本総会は成立しております。

本日、本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、座らせていただきます。

議長 それでは、初めに、議事録署名委員の指名です。今回は16番の島田加美委員、17番の鈴木和昌委員にお願いしたいと思ひます。

それでは、報告事項（1）事務報告、（2）農地法第4条第1項第8号の規定による届出が1件、（3）農地法第5条第1項第7号の規定による届出が3件、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 それでは、私より事務報告を申し上げます。

お手元に縦長、A4の事務報告報告（1）という資料を御用意ください。

12月4日（金）、農業経営の法人化と農地の貸借・雇用の活用研究会。市内で開催されまして、法人化をされました農業者さんの講演会と、畑での説明会に市内外から多くの農業者の

方々が御参加をされました。

12月8日（火）でございます。令和2年度第1回の農地パトロールを実施いたしました。後半の全員協議会におきまして指導内容等について御確認をいただきたいと考えております。

12月10日（木）、東京アグリマネジメントスクール「食と農セミナー」が開催されまして、委員、事務局が参加をしております。

12月15日（火）、現地調査を行いました。

12月16日（水）、地区別職員検討会が東大和市ファーマーズセンターで開催をされ、事務局が出席をしております。

本日、12月25日（金）が農業委員会総会、終了後に全員協議会を開催いたします。

明日以降の予定でございます。

年明けまして、1月7日（木）、北多摩地区農業委員会連合会理事会が清瀬市内で開催が予定されております。会長、事務局で出席予定でございます。

委員会といたしましては、1月15日（金）に1月の総会に向けた現地調査、25日（月）に、午後3時より第12回の総会、終了後に全員協議会の開催を予定しているところでございます。

事務報告の（1）は以上でございます。

続きまして、農地法第4条第1項第8号の規定による届出等について御報告をいたしますので、お手元に第11回立川市農業委員会総会報告の資料を御用意ください。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

まず、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、1件でございます。上砂町5丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は宅地。面積は718㎡。転用の目的は住宅用地でございます。

周辺略図を併せて御参照ください。

続きまして、報告事項の（3）農地法第5条第1項第7号の

規定による届出、3件について御報告をいたします。

譲渡人、譲受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目。農地の所在は西砂町1丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑でございます。面積は合わせまして1,566㎡。転用目的は住宅用地でございます。

2件目。農地の所在は砂川町8丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は224㎡。転用目的は住宅用地でございます。

3件目。農地の所在は砂川町4丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況は雑種地。面積は17㎡。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照ください。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告の件につきまして、何か御質問などありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問等がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

次に、議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明書について、2件を議題に呈します。なお、申請者が別室にて待機しておりますので、事務局の報告や質疑後に議場にて意思確認を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号の1の説明をお願いいたします。

次長 それでは、農地等の相続税納税猶予に関する適格者証明の御説明をいたします。

現地調査を12月15日、申請者代理人立会いの下、会長、金子委員、小峰委員、中丸委員、田中委員、清水茂男委員、清水清史委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

議案第1号の1。農地等相続人の住所・氏名については、記

載のとおりでございます。

特例適用申請農地は幸町6丁目の2筆になります。略図1を御覧ください。略図1は、立川第四中学校の北、玉川上水に接する南北に延びる農地で、サルスベリ、モミジ、桜、ハナミズキなど、多品種の植木が整然と植え付けられておりました。生産物は卸売業者へ出荷されているとのことでございます。境界もしっかり確認でき、肥培管理も良好でした。

議案第1号の1は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号の1について確認を担当された委員から補足説明をお願いしたいと思います。

補足説明を金子委員、小峰委員、中丸委員、横幕委員の順にお願いしたいと思います。

それでは、初めに、金子委員、お願いします。

2番 現地調査した結果、今、次長が申し上げたとおり、樹種は30種類以上の樹種があり、畑も農地もきれいに整備されており、境界線もしっかりと確認できましたので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、小峰委員、お願いします。

4番 ただいま金子委員が言われたとおり、問題はないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、中丸委員、お願いします。

13番 前述のとおり確認できましたので、問題ありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

11番 今、皆さんおっしゃったとおり、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について何か質問、確認事項がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。それでは、申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はありがとうございます。

申請人の方には相続税猶予制度について十分御理解いただいていると思いますが、農業委員会の総会において、その意思を改めて確認させていただきますので、御協力をお願いいたします。

農業委員会としては、相続税納税猶予制度が正しく運用されなければ、制度そのものが維持できなくなります。立川農業の発展はおろか、農地の存続さえできなくなってしまうと考えております。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねしたいと思います。

それでは、初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問させていただきます。

それでは、鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

17番 歳末の大変お忙しい時期にお越しいただきまして、ありがとうございます。

では、早速質問をさせていただきます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、他の業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続をしていかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族の協力がなければ農業経営の継続が難し

くなることが予想されます。

そこで、2点確認させていただきます。

1点目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 今までも、父、母亡き後、同じようにはできませんけれども、それを見習って今日までやってきたつもりでおります。また明日からも今までどおりと変わりなく、生産緑地を守り、耕作していく所存でおります。

仮に、この先、何らかの事由で耕作が不適と医師に言われれば、私の次女の連れ合いが跡を引き継いでいただけるように家庭内では頼んでおりますので、私が少しでも長く生産緑地に出られて耕作を続けられるように思っております。これはあしたからもまた同じことですから。

以上でございます。

17番 ありがとうございます。調査された委員からは、大変きれいに耕作されているということでしたので、また御継続いただきたいと思います。また、健康のほうにも留意していただきたい。

私からは以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いいたします。

3番 暮れのお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。では、先ほどとちょっと重なるような部分がありますが、質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することができなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要があります。

ますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りをを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、注意してください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくかを、お考えをお聞かせください。

申請人 それはもう、今日までの続きと同じように、明日からも以前同様、耕作し続ける。先ほど申しましたように、私の体調の変調がない限り、これは皆さんの前で誓います。

3番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしく願いいたします。体には十分気をつけて、また、先ほど現地を見たほかの委員さんからも、非常にきれいに管理されているというお話でしたので、ぜひ頑張ってください。ありがとうございます。

申請人 ありがとうございます。お手数かけました。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんで御質問などある方はお願いしたいと思えます。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 質疑がないと認め、私のほうから申請人の方にお願ひがありますので、簡単ですけれどもお話しさせていただきたいと思ひます。

ただいま両部会長からのいろいろな御質問にお答えいただきましたけれども、相続税猶予制度というものは国のほうの制度

でございます。3年に一度、税務署から報告をしなければいけません。そのときに農業委員会としましても現地調査を行います。それで適正に管理されているかどうか確認させていただいて、その後、総会で諮り、証明書を発行して税務署のほうに提出することになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

申請人 承知しました。

議長 ただいま両部会長から質問したことが、この封筒の中に書いてあります。お帰りになりましたら、先ほど娘さんがやっていたけるといふことも聞いておりますので、御家族にこちらを見ていただいて、相続税猶予制度というものはこういうものだといふことを御理解いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

申請人 承知しました。

議長 それでは、こちらのほうをお願ひします。お体に気をつけて農業に励んでいただきたいと思ひます。今日はありがとうございました。

申請人 ありがとうございます。皆様、お手数かけました。失礼します。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の1、相続税納税猶予に関する適格者証明書について、証明することに賛成の委員は挙手をお願ひいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、議案第1号の2の説明をお願ひいたします。

次長 それでは、議案第1号の2。農地等相続人の住所・氏名については、記載のとおりでございます。

特例適用申請農地は柏町4丁目の4筆になります。略図2-1を御覧ください。略図2-1は、自宅の北から西側に隣接する農地で、ハウレンソウの苗床のほか、ハクサイなどがハウス内で作付されておりました。

略図 2-2 を御覧ください。略図 2-2 は、柏小学校の東、柏町団地南側に位置する農地で、ブロッコリーが作付されておりました。境界も確認でき、肥培管理は良好でした。

議案第 1 号の 2 は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第 1 号の 2 について、確認を担当された委員から補足説明をお願いします。

補足説明を田中委員、清水茂男委員、清水清史委員、横幕委員の順でお願いいたします。

では、初めに、田中委員、お願いします。

- 10 番 現地調査をしまして、境界のほうも確認をいたしました。農業従事者は申請人本人と、その子ども、また、援農ボランティア等でされており、作付もしっかりされており、管理されている農地だと思っておりますので、特に問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、清水茂男委員、お願いします。

- 14 番 略図 2-1 の畑のほうですが、こちらのほうにはブロッコリー、ダイコン等が栽培されておりました。あと、ビニールハウスが 5 棟ほどありますが、ビニールハウス内にはピーマン、ハクサイ等が栽培されておりました。

略図 2-2 の畑のほうは、こちらのほうはブロッコリーとキャベツが少々栽培されており、両方の畑の野菜は市場、ヨーカドー、あとは無人販売等で販売されているということです。

両方の畑とも境界はきちんとしており、肥培管理もよく、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、清水清史委員、お願いします。

- 5 番 今まで皆さんが言われたとおりなんですけれども、あと、肥培管理は良好で、息子さんが主にやっているんですけれども、1人でできるような作物を作っているということで、頑張っ

いただいているので、以前からも四季折々の野菜を生産して、見ているので、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

横幕委員、お願いします。

- 1 1 番 玉川上水に面しているために、秋になると落ち葉が大変だという御苦勞を伺いまして、市民としては、あそこはすてきな散歩道だぐらいの認識しかなかったのですが、実は、農家にとってみると、なかなか御苦勞のあることで、落ち葉だけでなく、根も地中から張って出てくるので、なかなか根菜類が植えられないとか、秋のハウレンソウなんか、葉物も落ち葉で埋まってしまうとか、そういった御苦勞も伺いました。それから、今、コロナでマンション建設というのが需要が落ちているそうなんです。それで土がもらえないという御苦勞もあったりして、コロナの影響はいろんなところにあるのだなと思いました。

特に問題になるようなところはなかったと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か質問、確認事項がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請人に意思確認等を行いたいと思います。それでは、申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 本日はお忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

申請人は相続税猶予制度というものを十分に理解していると思いますが、農業委員会の総会において、その意思を改めて確認させていただきますので、御協力をお願いいたします。

申請人 よろしくお願いします。

議長 農業委員会としては、相続税納税猶予制度が正しく運用されなければ、その制度そのものが維持できなくなり、立川農業

の発展はおろか、農地を存続することさえできなくなってしまうと考えています。そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねいたします。

初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をいたします。

それでは、鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

17番 年末のお忙しい時期にお越しいただきまして、ありがとうございます。お久しぶりです。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、他の業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることが予想されます。

そこで、確認させていただきます。

1点目。申請者自ら生涯にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 すみません、お忙しい中、よろしく申し上げます。

まず、母が申請者なんですけれども、まだ元気で畑をやっていますので、とりあえず動けるうちは共に頑張ってもらおうと考えております。母がもし、この先どうなるか、まだ分からないですけれども、そうなった場合は僕が責任を持ってやりたいと思っています。

17番 ありがとうございます。後継者の方はまだまだ先が長いので、体のほうには十分留意をして農業経営をしていただきたいと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

申請人 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いいたします。

3 番 今日は、お忙しい中お越しいただき、ありがとうございます。

申請人 よろしく申し上げます。

3 番 先ほどの質問と多少重なる部分もありますが、質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借りを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、注意してください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくか、お考えをお聞かせください。

申請人 まだほかに貸すということは全く考えていなくて、とりあえず自分の限界までやるという感じで考えています。何せ農業しか収入がないもので、これを頑張るしかないのです。

3 番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を目的として猶予されるものです。ただいま申請農地の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしく

お願いします。

申請人 よろしくお願いします。

3番 お母様と御自身も、健康には十分留意されて今後とも頑張ってください。よろしくお願いします。

申請人 よろしくお願いします。

3番 ありがとうございます。

申請人 あと、それと、分からないことがあったら、いろいろ相談しますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員さんで質問などがある方は、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、私から申請人の方へお願いをしたいと思います。

ただいま両部会長からいろいろと質問などがありました。相続税猶予制度も国の制度でございます。3年に一度、税務署のほうに報告する義務があるんですね。その際に農業委員会でも農地を適格に管理されているか、現地調査に伺います。またそのときには立会いをお願いしたいと思います。

申請人 はい。よろしくお願いします。

議長 それで適格に管理されていれば証明書を発行するというような形になりますので、よろしくお願いしたいと思います。

申請人 よろしくお願いします。

議長 ただいま両部会長から質問した内容が、こちらの封筒の中に入っておりますので、お帰りになりましたら再度こちらをお母さんのほうに見ていただいて、再度確認をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、今日は本当にありがとうございました。体に気をつけていただきたいと思います。

申請人 ありがとうございます。

お忙しい中、ありがとうございます。これからよろしく願います。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、議案第1号の2、相続税納税猶予に関する適格者証明書について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、1件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明について御説明いたします。

現地調査を12月15日、申請者、会長、清水清史委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を報告いたします。

農地等の相続人の住所・氏名については記載のとおりでございます。

議案第2号、特例農地は柏町4丁目の2筆となります。

略図1を御覧ください。略図1は、柏小学校の北に位置する農地で、今後の作付に向け、全面にわたって耕うん、整地されておりました。肥培管理は良好でした。

議案第2号は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、現地調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を清水清史委員、横幕委員の順でお願いします。

初めに、清水清史委員、お願いします。

5番 こちらの方は野菜生産者でして、農地は住宅に囲まれた、ちょっと変形した長方形の畑。現状はきれいに耕されておりまして、境界線も目視できる状態でした。特に問題はありませんでした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 とともによく管理されていて、問題はなかったと思います。

議長 ありがとうございます。

ほかに御質問などありましたら、お願いしたいと思います。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移りたいと思います。

議案第 2 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第 3 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、2 件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして御報告をいたします。

議案第 3 号の 1、土地の表示は西砂町 6 丁目の 1 筆となります。面積は 1, 4 6 1 m²。申出理由は死亡でございます。証明内容は、生産緑地法第 1 0 条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

続いて、議案第 3 号の 2、土地の表示は上砂町 5 丁目の 4 筆、一番町 4 丁目の 4 筆となります。面積は合計で 5, 1 3 5 m²。申出事由は死亡でございます。証明内容は、生産緑地法第 1 0 条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第 3 号については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、調査を担当された委員から補足説明をお願いいたします。補足説明、1 番を嶋田貞芳委員、2 番を島田加美委員の順でお願いいたします。

それでは、初めに、嶋田貞芳委員、お願いします。

6 番 先日、現地確認等を行ってまいりました。今までどおり非常にきれいに管理されていまして、今の状況は、作付はされて

いなかったですけれども、当然のように。これからというか、耕うんがよくされていきました。それと、境界石についても全て確認することができましたので、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、2番を島田加美委員、お願いいたします。

16番 この方は、本当に御家族で一生懸命やられております。生産物といたしましては、イチヨウ、ギンナンのほうの生産、あと、キウイフルーツということで行っております。境界のほうも確認できましたので、問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質疑がないと認め、採決に移ります。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

それでは、次に、その他で何かありますか。

次長 特にございません。

議長 ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会総会は、来年、1月25日月曜日、午後3時から208・209会議室で開催をいたします。皆様の御出席をお願いしたいと思います。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございました。

午後3時41分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員